

労務管理ひと口知識～変形労働時間制～

[文責]労務管理アドバイザー
熱田潮

変形労働時間制には、1週間単位、1か月単位、1年単位の3つの単位があります。

労使協定または就業規則等に定めることにより、一定の期間を平均し、特定の日または週に法定労働時間(一日8時間かつ週40時間以内)を超えて労働させることができます。

シフト制を取り入れている医療機関では、1か月単位の変形労働時間制が比較的多いのではないのでしょうか？

また、従業員10人未満のクリニック等では、労働時間の特例があり、週44時間までの労働が認められていますので、働く人の意見や要望を聞きながら、労働時間の管理がスムーズに進められるのではないのでしょうか。

ただし、いったん決めたシフトを使用者が勝手に変えることはできませんので、注意が必要です。

働き方改革シリーズ

今年4月1日から施行されます！ ～年次有給休暇の確実な取得～

労働基準法が改正され、平成31年4月1日から、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、5日の有給休暇を時季を指定して与えなければならなくなりました。

有給休暇取得までの、具体的な手順は以下のとおりです。

- ① 使用者が労働者に時季の希望を聴取する。
- ② 労働者の希望を踏まえて使用者が時季を指定する。
- ③ 労働者の年次有給休暇日が決定する。

あるいは、年次有給休暇の計画的付与制度を活用することも考えられます。

この制度を活用すると、比較的閑散な時季に年次有給休暇を付与することができ、業務への支障を最小限にとどめ、年次有給休暇の取得率を向上させることができます。この場合は上記のように時季を指定する必要がなくなります。

年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度。

宮崎県医療勤務環境改善支援センター(宮崎県医師会)では、2月25日(月)に、上記法改正等のセミナーを開催します。
※各郡市でのテレビ会議放映あり。
詳細は別添のセミナー案内をご確認ください。

宮崎県医療勤務環境改善セミナー

日時：平成31年2月25日(月) 19:00~20:30

会場：宮崎県医師会館2階研修室

※都城、延岡、日向、児湯、西都、南那珂、西諸、西臼杵

の8地区医師会へテレビ会議放映

【プログラム】

1. 開 会 [司会：宮崎県医師会常任理事 池井 義彦]

2. 挨拶 宮崎県医師会長 河野 雅行 (19:00~19:05)

3. (19:05~20:05)

「どうなってるの!? 「働き方改革」

～間近に迫る法施行と、今すべきこと～

1) 2019年4月1日より施行

- ・時間外労働の上限規制が導入 ※医師については2024年から適用
- ・年次有給休暇の確実な取得

2) 2020年4月1日より施行

- ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差を禁止

講 師 小川社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 小川 美也子 先生

5. 質疑応答 (20:05~20:30)

6. 閉 会

参加申込書

FAX 送信先 0985-27-6550

宮崎県医療勤務環境改善支援センター（宮崎県医師会内）行

※ 参加申込み締切 2月20日（水）

宮崎県医療勤務環境改善セミナー

日 時：平成31年2月25日（月）19:00～20:30

会 場：宮崎県医師会館 2階研修室

※いずれかに○印をつけてください。

※各会場の定員を超過する場合には、追ってご連絡させていただきます。

	会 場	○印
本会場	宮崎県医師会館	
TV会議 8会場	都城市北諸県郡医師会館	
	延岡市医師会館	
	日向市東臼杵郡医師会館	
	児湯医師会館	
	西都市西児湯医師会館	
	南那珂医師会館	
	西諸医師会館	
	高千穂町国民健康保険病院	

医療機関名		担当者	
参加者氏名		職種※いずれかに○印をつけてください。	
1		医師	コ・メディカル (看護師を含む「医療従事者」) 事務職
2		医師	コ・メディカル 事務職
3		医師	コ・メディカル 事務職